

第 13 回上越地域合併協議会会議録

日時：平成 16 年 7 月 23 日（金）

午前 10 時から

会場：上越市厚生南会館大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名
規約第 8 条 第 1 項第 1 号の委員 (構成市町村の長)	上 越 市	上越市長	木 浦 正 幸
	安 塚 町	安塚町長	矢 野 学
	浦川原村	浦川原村長	原 恒 博
	大 島 村	大島村長	岩 野 虎 治
	牧 村	牧村長	中 川 耕 平
	柿 崎 町	柿崎町長	榆 井 辰 雄
	大 湫 町	大湫町長	渡 邊 之 夫
	頸 城 村	頸城村長	関 田 武 雄
	吉 川 町	吉川町長	角 張 保
	中 郷 村	中郷村長	吉 田 侃
	板 倉 町	板倉町長	瀧 澤 純 一
	清 里 村	清里村長	梅 澤 正 直
	三 和 村	三和村長	高 倉 英 雄
名 立 町	名立町長	塚 田 隆 敏	
規約第 8 条 第 1 項第 2 号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上 越 市	上越市議会議長	市 川 文 一
		上越市議会副議長	山 岸 行 則
		上越市議会市町村合併対策特別委員長	小 林 章 吾
	安 塚 町	安塚町議会議長	日 下 部 進
		安塚町議会副議長	松 野 惠
		安塚町議会議員	志 賀 賢 一
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪 野 要 治
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武 藤 政 義
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石 田 敏 一
	大 島 村	大島村議会議長	小 出 俊 雄
		大島村議会議員	丸 田 伸 一
		大島村議会議員	早 川 与 五 郎
	牧 村	牧村議会議長	太 田 修
		牧村議会議員	宮 本 富 男
		牧村議会議員	横 山 幸 久
	柿 崎 町	柿崎町議会議長	新 澤 明 一
		柿崎町議会副議長	平 野 誠 市
		柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小 関 信 夫
	大 湫 町	大湫町議会議長	村 山 尚 祥
		大湫町議会合併問題特別委員会委員長	内 山 米 六
		大湫町議会議員	俵 木 達

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	頸 城 村	頸城村議会議長	渡 邊 威	
		頸城村議会副議長	井 部 辰 男	
		頸城村議会議員	布 施 兵 衛	
	吉 川 町	吉川町議会議長	八 木 一 郎	
		吉川町議会副議長	吉 村 一 博	
		吉川町議会議員	橋 爪 法 一	
	中 郷 村	中郷村議会議長	山 崎 新 一	
		中郷村議会副議長	豊 岡 眞 一	
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒 川 正 尊	
	板 倉 町	板倉町議会議長	見海健太郎	
		板倉町議会副議長	島 田 武	
		板倉町議会議員	武 藤 和 男	
	清 里 村	清里村議会議長	奥田堅太郎	
		清里村議会副議長	羽 深 明 治	
		清里村議会議員	宮 澤 一 也	
	三 和 村	三和村議会議長	服部誠治郎	
		三和村議会副議長	松 縄 教 一	
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲 垣 健 一	
	名 立 町	名立町議会議長	渡 辺 孝 治	
		名立町議会副議長	畑 虎 夫	
		名立町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	秦 野 兵 司	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上 越 市	上越市商工会議所会頭	田 中 弘 邦	
		上越市町内会長連絡協議会会長	田 中 昭 平	
		上越市連合婦人会会長	保 坂 い よ 子	
	安 塚 町	安塚町商工会長	横 尾 新 一	
		安塚町区長代表	丸 山 辰 五 郎	欠席
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北 島 敬 子	
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村 松 研	
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大 滝 勉	
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内 山 美 恵 子	
	大 島 村	大島村商工会会長	武 田 一 也	
		大島村区長代表	岩 野 修 二	
		大島村合併協議会委員	山 岸 幸 子	
	牧 村	牧村住民会議準備会委員	金 井 純	
		牧村住民会議準備会委員	飯 田 一 郎	欠席
		牧村住民会議準備会委員	江 口 理 恵 子	
	柿 崎 町	柿崎町商工会副会長	八 木 康 博	欠席
		柿崎地区区長会長	佐 藤 洋 一	
		柿崎町農業委員	神 岡 八 江 子	
	大 潟 町	大潟町商工会会長	西 田 行 男	
		大潟町区長会代表	小 池 吉 則	
		大潟町教育委員	大 浜 啓 子	

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の 者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるもの)	頸 城 村	頸城村商工会副会長	上 野 學		
		元頸城村自治会長協議会会長	大 場 崇 夫		
		頸城村主任児童委員	松 縄 武 女		
	吉 川 町	吉川町商工会長	荻 谷 賢 一		
		吉川町源地区会議会長	中 村 睦 男		
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩 井 栄 子		
	中 郷 村	中郷村商工会長	塚 原 登		
		中郷村合併検討委員会会長	山 崎 勇		
		中郷村合併検討委員会委員	杉 本 優 子	欠席	
	板 倉 町	板倉町商工会事務局長	田 中 幹 夫		
		板倉町合併推進委員会会長	宮 腰 英 武		
		板倉町合併推進委員会委員	増 村 恵 子		
	清 里 村	清里村商工会会長	武 田 和 信	欠席	
		清里村合併推進委員会会長	福 保 巧 成		
		清里村合併推進委員会副会長	細 谷 愛 子		
	三 和 村	三和村合併推進協議会会長	近 藤 一 郎		
		三和村合併推進協議会副会長	武 田 美 紀		
		三和村合併推進協議会委員	石 塚 賢		
	名 立 町	名立町市町村合併審議会委員長	塚 田 一 三		
		名立町市町村合併審議会委員	塚 田 新 平		
名立町市町村合併審議会委員		久 保 埜 朝 子			
共 通	上越教育大学副学長	高 田 喜 久 司			
	えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹 川 一 成			
	上越青年会議所直前理事長	山 岸 孝 博	欠席		
	新潟県総合政策部市町村合併支援課長	岡 田 伸 夫	欠席		
		新潟県上越地域振興局長	村 山 秀 幸		

議 題

1 報告

(1) 新市建設計画に係る県との協議について

2 協議

(1) 新市建設計画について

3 その他

午前 10 時 0 分 開会

○木浦正幸会長 皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、皆様には既にご存じのとおり、このたび中越地方を中心に大雨により大きな被害をもたらしておりますが、上越地方におきましても、去る 16 日から 18 日にかけての大雨によりまして、各地で被害が発生いたしたところでございます。被災されました方々を初め、被災地域の皆様方におかれましては大変なご苦勞をされてきたことというふうに考えております。ここに心よりお見舞いを申し上げますとともに、今後の一日も早い復旧を心からお祈り申し上げたいというふうに思っております。

さて、これより第 13 回上越地域合併議会を開会させていただきます。

本日は、委員総数 103 名のうち 96 名のご出席でございますので、協議会規約第 9 条第 4 項の規定

によりまして、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員は、協議会の会議の運営に関する規定第3条第2項の規定によりまして、清里村の羽深委員、三和村の松縄委員、それぞれ指名させていただきます。よろしくようお願い申し上げたいと思います。

○

○木浦正幸会長 それでは、本日の議事について説明させていただきます。まずは、報告といたしまして新市建設計画の県との正式協議の結果を事務局から報告いたします。その後、その報告に基づきまして新市建設計画につきまして正式にご決定をいただきたいと考えておるところでございます。

○

1 報告 (1) 新市建設計画に係る県との協議について

○木浦正幸会長 それでは、議事に入らせていただきます。まず、報告でございますが、新市建設計画の県との協議結果につきまして事務局より報告をお願いいたします。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局の方から、新市建設計画にかかります県との協議についてご報告申し上げます。事前にお配りしました資料に基づいてご説明を申し上げます。

右肩の方に報告資料と書かれました資料をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、新市建設計画、前回6月28日の第12回の法定合併協議会でご報告したとおり、県との事前協議を終了したことを受け、去る7月5日付で県との正式協議に入っております。このほど報告資料のとおり、県から異議がない旨の回答がございました。このことによりまして、法律に基づきます県との協議がすべて完了したこととなります。

なお、前回第12回協議会でご報告した内容との修正点についてご説明を申し上げます。こちらにつきましては、右肩に参考資料という資料をごらんいただきたいと思います。まず、本文についてでございますが、その対照表にございまして、文言の整理や誤字、誤記の修正を加えてございまして、皆様方に既にお配りしております今回の修正を反映させていただいたものが、後ほどお諮りいたします協議資料という右肩に書いております新市建設計画(案)になってございます。したがって、県との正式協議におきましては、この修正を加えたものをごらんいただいたものということでご理解いただきたいと思います。

新市建設計画の登載事業の方につきましてはでございますが、こちらにつきましては前回で報告した内容から修正等はございませんので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○木浦正幸会長 それでは、ただいまの事務局の報告につきまして、ご意見あるいはご質問等がございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 異議なしという声が聞こえてきておりますけれども、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○

2 協議 (1) 新市建設計画について

○木浦正幸会長 それでは、ただいまの報告に基づき、引き続き協議に入らせていただきたいと思っております。

ただいまの県との協議の結果の報告を受けまして、私からお手元の協議資料のとおり、新市建設計画(案)を提案をさせていただき、皆様方にお諮りをさせていただきたいと思っております。

新市建設計画について、案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、新市建設計画につきまして案のとおり決しました。

以上をもちまして、協議会において協議する事項のすべてを決定することができました。これも第

1 回協議会から約 10 カ月にわたり、委員の皆様方から協議会や小委員会で熱心に議論をしていただいたたまものであり、これまでの委員の皆様のご尽力に対し、改めて心より感謝申し上げます。

○
3 その他

○木浦正幸会長 最後に、その他の項でございますが、この協議会の終了後に行われます合併協定書調印式に関連して、委員の皆様にご説明させていただくことがございます。

事務局から説明させます。

○高橋克尚事務局長 それでは、まず皆様のお手元に資料をお配りしますので、若干のお時間をいただきたいと思っております。

〔資料配付〕

○高橋克尚事務局長 お手元に届きましたでしょうか。それでは、説明の方をさせていただきます。

本日の先ほどの協議によりまして、すべての合併協議が調ったこととなります。これまでの協議により決定させていただきました結果につきましては、今ほどお配りいたしました資料のうちの構成市町村の合併に関する協議書、こちらの資料のとおりでございます。この内容に基づきまして、お手元の合併協定書というものを作成いたしました。この内容で後ほど調印を行っていただくわけですが、合併協定書を作成する際に、事実関係等から合併協定書記載文案の一部内容を修正させていただいたものがございますので、その修正箇所についてご説明いたします。

まず、合併協定書の 3 ページから 4 ページをごらんいただきたいと思っております。11 一部事務組合等の取扱い、この部分でございます。これにつきましては、既に昨年の 12 月 24 日の第 4 回法定合併協議会におきまして新潟県の町村職員退職手当組合及び町村人事事務組合につきましては平成 16 年 3 月 1 日をもって新潟県消防団員等公償組合等と統合されまして、新たに新潟県市町村総合事務組合となる予定で、その際にはその内容に合わせて文案を変更させていただきますという旨、説明させていただいた上で決定されたものでございますが、改めて説明させていただきますと、記載文案の方、こちらの方は新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合については、上越市は各町村の地位を引き継がないこととするという文面とされておりましたが、この二つの組合につきましてはことしの 2 月末をもって解散しまして、その事務については新たに設置されました新潟県市町村総合事務組合に継承されたことから、協定書にあるように「新潟県市町村総合事務組合に継承されたものうち新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合に相当するものについては、上越市は各町村の地位を引き継がないこととする」と改めさせていただきました。

続きまして、合併協定書の 4 ページの 15 番、各種事務事業の取扱い、こちらをごらんいただきたいと思っております。こちらにつきましては、構成市町村の合併に関する協議書の方では、その 1 からその 12 としてそれぞれの協議会にお諮りして決定してきてまいりました。その内容につきましては、別冊 1 ということで、すべて一緒に別冊として取りまとめをさせていただきました。したがって、合併協定書では「別冊 1 の「各種事務事業の取扱い」のとおりとする」という文面に改めさせていただきました。

最後に、4 ページの 16 新市建設計画でございますが、これは先ほどご決定いただきました案がそのまま別冊 2 としまして合併協定書に添付されることとなります。

以上を委員の皆様にはご承知おきいただきたいというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

○木浦正幸会長 次に、私の方から合併協定書の 3 ページの 10 地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いにつきまして、地域自治組織（仮称）につきましては、法律の改正等があった場合には、廃置分合の申請の議決後に改正等の内容を考慮いたしまして検討するとされております点につきまして、今後の対応についてご説明させていただきます。

この件につきましては、協定書の内容に基づきまして廃置分合の申請の議決後、直ちに検討の方法、あるいは進め方などにつきまして、まずは市町村長で協議をさせていただき、その後速やかに検討に

入りたいというふうを考えておるところでございます。このことにつきましては、私といたしまして
も責任を持って対応させていただきますので、そのようにご理解を賜りたいと考えているところ
でございます。

以上でございます。

その他、委員の皆様方の方から何かございましたら、お願いをさせていただきたいと思
います。

はい、どうぞ。

○橋爪法一委員 ご苦労さまでした。吉川町の橋爪でございます。

今ほどの会長がお話しになりました地域自治組織の問題です。率直に申し上げますが、もう少し具
体的に踏み込んだ発言をしていただきたいと思います。と申しますのは、この地域自治組織の問題に
つきましては、これまでこの合併協議会の中でずっと議論をしてきたんです。小委員会も設けて、学
識経験者の皆さん、住民団体の代表の皆さん、議員の代表の皆さんからみんな加わってもらって十分
議論してきた、そういう経過がございます。したがって、廃置分合の議決後の検討のあり方につ
いても、私は基本的にはこれまでの協議のパターンといいますか、やり方といいますか、それを踏襲し
て進めていくのが一番いいと思うんです。もしそういう形でやっていくとするならば、この全体会
の中でもっと踏み込んだ形で確認をしていく必要がある。例えばここに参加の議会代表、住民団体の代
表の皆さん方も加えて検討組織を立ち上げていきます、こういうような文言でまとめていただくか、
あるいはちょっと譲歩する形になりますけれども、今までの協議の経過を踏まえて、多様な意見を反
映させるようにしてまいりますと、そういう形にしてほしいと思うんです。ただ、まず手始めに首長
の間で会議をしていきますということでは、ちょっと私は納得できない。そこら辺は、会長と
していかがでしょうか。

○木浦正幸会長 私が申し上げたのは、合併協定書の中に盛り込まれております文言、いわゆる今委員
がご指摘いただきました廃置分合の申請のための議決後に直ちに検討に入るといふふうに申し上げ
たわけございまして、そのやり方についても市町村長の中で検討させていただきたいといふふう
には考えておりますし、委員から今ご指摘ございました今までのこの会で協議してきたそのあり方、
これを前提とするといふのは、申すまでもなく当然のことでございますし、これからの住民生活にお
いては大変重要なポイントでもございますので、そういう住民を巻き込んだ形での検討というもの
も大変重要であるといふふうにも思っているところでございますので、私はそのように考えさせて
いただいているところであります。

しかし、今申し上げたとおり、協議書にのっとって書いてある文というのが、廃置分合議決後に直
ちに間を置かずしてこの協議あるいは検討に入らせていただくということをお示しをさせていただ
いたわけでございますので、私も委員ご指摘いただいたとおりといふふうに考えておるところ
でございますので、ご理解を賜りたいといふふうに思っているところであります。

はい、どうぞ。

○橋爪法一委員 前々回の全体会だったでしょうか。私も発言させていただいて、事務局と議論させて
もらったんですが、合併協議会そのものはきょうで終わるわけじゃないんですね。合併するまで続く。
ということになれば、こういった基本的な重要な問題は合併協議会の中で議論をしていくという
のが基本的な方向でなきゃならないと思うんです。それだけに、改めて確認させてもらいますが、もし小委
員会を開いて検討をしないということならば、その理由をやっぱりきちんと会長の見解として示す必
要があると思います。基本は、私は小委員会で議論をすると、そして全体会でまた確認をしていく
ということだと思ふんです。その選択をされなかったということは一体どういうところに理由があるの
か、そのこともあわせてお答えいただきたいと思います。

○木浦正幸会長 選択をしていないということじゃなくて、合併協定書に書いてあるとおり、全くしな
いということでは決してありませんので、むしろ今ご意見いただいたとおりに、すぐに検討に入ら
せていただくということになっておりますから、その仕方については今橋爪委員からのご指摘がござい

ましたので、意見として聞かせていただく中で検討してまいりたいというふうに思っておりますので、そのようにご理解を賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

○橋爪法一委員 私の説明というか質問の仕方が悪いのかしれませんが、もし会長が言われるように、小委員会も選択肢の一つであるならば、この場で小委員会をお願いすることになりますという手続を踏まないで小委員会開けないでしょう。開けるんだったらいいです。だから、私は聞いているんです。いかがですか。

○木浦正幸会長 事務局、今の小委員会が開けるかどうかということ。

○野澤朗事務局次長 今の橋爪委員のご質問でございますが、小委員会は当然ながら会長が諮って付託するものでございますので、技術的には今後でも可能でございます。

今会長が申し上げたのは、合併協定書の記載文案につきまして、改めて、本来であれば合併協定書に記載してございますので、これは当然守られるべきことであることを改めて会長のお気持ちとして、委員のご不安を解消するためにも、会長として責任を持って対応されるということをお願いしたものでございます。そして、その内容につきましては、検討方法というのは、おっしゃったように、合併協議会でもございまして、各市町村が別の協議機関を設置して協議することも、これはあるわけございまして、どの方法がよいか、まず市町村長という自治体の代表で協議させていただきたいということ率直に申し上げた内容と思っております。委員がおっしゃったような方法でやるならば、それは当然ながら既定に従った手続をとる、これは当然のことでございますので、そのようなご指示があれば、そのような対応をさせていただきますので、そのようにご理解をいただきたいということでございます。

○木浦正幸会長 はい、どうぞ。

○橋爪法一委員 それじゃ、最後になります。

今ほど野澤さんから説明がありましたので、わかりました。ただ、もし小委員会で議論をしていくということになれば全体会でもって諮らなければ前に進めないと思うんです。それだけ再確認しておきたいと思っております。それはいかがですか。

○木浦正幸会長 はい、事務局。

○野澤朗事務局次長 今私はそのように申し上げたつもりでございますので、小委員会を行うとなればその規定に基づいて開催をするということでございますので、そのことについて何ら疑問を挟む余地はないというふうに考えております。

○木浦正幸会長 そのほか。はい、どうぞ。

○宮澤一也委員 最終決定の方法の確認について、いま一度お尋ねをさせていただきたいと思っております。

今橋爪委員からは小委員会、その他、またいろいろ話が出たわけですが、もし市町村間の協議でございますので、市町村長の間で合意をしたという場合において、どのような形になるかしれませんが、最終確認、14市町村がそういう形でいいという最終確認の方法はどのようにされるおつもりでございましょうか。

○木浦正幸会長 事務局。

○高橋克尚事務局長 委員のご質問が最終確認という手続の話でございますれば、今後改正合併特例法の施行がなりましたれば、基本的には例えば地域自治区の話でいけば14市町村の議決を得ることが必要になります。また、合併後決めることになりましたれば、3月31日までの間であれば合併後の上越市の議会が議決するという手続が必要になります。

○宮澤一也委員 そうしますと、最終的に今ここにある合併協議会において、その第10の地域審議会及び自治組織の取扱い、最後の(2)ですか、改正等の内容を考慮して検討するという検討の結果は、この全体会では討議されないこともあるということですね。

○野澤朗事務局次長 協議会のことにつきましては橋爪委員に申し上げたとおりでございます。この場で検討をするかどうかということも含めて、今後市町村長がお決めになって、この場で決めるとすれ

ば小委員会という協議機関でもって協議をするということでございます。今の委員のご質問にお答えするとすれば、そういう手法をとるか、とらないか、今後自治体の代表者である市町村長が協議するということでございます。

○木浦正幸会長 そのほか委員の皆さんからその他のこと……はい、どうぞ。

○保坂いよ子委員 今この協定書の文言について、これで私はきちっとまとめられていいと思いますし、先ほど事務局の方からもご説明がありましたけれども、この地域自治組織とか、あるいは地域審議会、それぞれの権限というものがどこにあるか。今議会に諮ってというふうにおっしゃってましたし、それから市長さんが責任を持っていたしますというお話があったんですけども、この中にそれぞれのこの組織の権限というものの項目が入らないでいいんだろうかということをおっしゃっているんですけど、立ち上げることはすばらしいことだし、住民の意見も聞けるし、いいんですけども、それをじゃ立ち上げてみんなの意見が出た、そのまんまどこでだれがどう決めるかというのを、今ご説明の中にはあるんですけども、ここの文言の中を探してみるとちょっと見当たらないので、これは入れないでいいものなんだろうかということの疑問を持ちましたので、質問いたします。

○木浦正幸会長 事務局。

○野澤朗事務局次長 今のご質問にお答えします。

権限というものがもしこの地域協議会もしくは地域自治区の権限ということであれば、これは法律事項でございますので、合併協定書に記載されていなくても、例えばまず一つ皆さんにぜひ押さえていただきたいのは、合併協定書の記載文案の(2)について、盛んに今ご質問が出ていますが、実は(1)があるわけでございます。(1)というもので、この14市町村の合併には、まずはこの(1)の非常に議論をしていただいた内容を持った地域協議会というのをもう既に皆さんお決めになっているわけございまして、そのことはまずお忘れいただきたくない。その権限は、十分にこの中に記載がある。問題は、じゃ今法律が改正された地域自治区を入れるかどうかということについて、今後市町村長さんが方法を検討して、当然ながら住民の方や議員の皆さんを含めて、相談をさせていただく。そして、その権限は、今保坂さんがご質問になった権限については、法律できちんと担保されておりますので、これは合併協定書に書きあらわす必要はないということでご安心をいただきたいということでございます。

○木浦正幸会長 そのほか委員の皆さんからございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○志賀賢一委員 安塚町の志賀賢一でございますが、一言お願いやらご意見を申し上げたいと存じます。

いろいろ長い間、時間をかけて合併を進めてこられたわけでございますが、上越市に編入合併という形になっておりますけれども、対等合併の気持ちで進めるという形で来たわけでございます。そんなことで、各町村独自の、あるいは特色等があるわけでございます。そんなことで、新市の合併後の運営でございますけれども、各14市町村の特色を生かして、それらの皆さん方のまたご意見を十分お聞き取りいただきまして、立派に新市の運営をしていただきたい。それには、合併はブドウの房のような合併であろうと私は思うわけでございます。粒々が14あるわけでございますから。そのブドウの房を十分ご理解いただいて生かして、編入合併であっても決してブドウジュースにはしていただきたくない、私はこのように考えておるわけでございます。

また、先般議員定数あるいは任期の問題で市川議長さんの方から大変お骨折りをいただいて、各町村の意向をお酌み取りいただき、和やかに決定していただきましたことに対しましても厚くお礼を申し上げたいと存じます。

また、今後市川議長さんの指導のもとに、立派に円満に各町村の特殊性を生かして進めていただければ非常にありがたい、こんなふうに思います。ご要望として申し上げておきたいと思いますが、木浦市長さんも、またそういう気持ちで頑張っていただければありがたい。また、ご発言いただければありがたいわけでございますが、よろしく願いいたします。

○木浦正幸会長 大変貴重なご意見をいただいたわけでございますが、私は上越市民の皆様方への住民

説明会の中におきましても、一つ一つそのように、一会場ずつそのように説明をさせていただいてまいりました。ただ単純な行財政改革だけのための合併になってはならない。それぞれ海あり山あり、そして里あり川あり大地ありと、大変多くの特色、個性を持つわけでございますから、それらを十分に生かして、そして新しい価値をその中から見出すような、そういった発展的な合併にしていかなければならないということをごそれぞれの会場で力説をさせていただきまして、そしてそれが相乗効果をさらに生み出しながら、持続的に発展していくまちをつくるんだという強い姿勢を私の方からも示させていただいたところでございます。いただいた貴重なご意見をさらにしっかりといただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、また引き続きのご指導をお願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

そのほかでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、事務局の方から何かございますか。

○高橋克尚事務局長 準備の都合もございますが、合併協定書調印式、この後行いますが、10時45分から行います。会場準備の都合がございますので、しばらくそのままお待ちいただきたいと存じます。

なお、委員の皆様のお席はそのままでございますので、席をお立ちいただく必要はございませんが、準備が整い次第再度ご連絡いたしますので、休憩をしていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○木浦正幸会長 以上をもちまして、第13回上越地域合併協議会を終了させていただきます。

この後の合併協定書調印式につきましても、よろしく皆様方からお願い申し上げたいと思います。ご協力大変ありがとうございました。

午前10時25分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

清里村議会副議長

三和村議会副議長